

平成 29 年 1 月 10 日
(公財) 京都市音楽芸術文化振興財団

平成 29・30 年度 京都市文化会館における 「舞台管理運営業務委託」提案募集要項

1 業務委託概要

(1) 業務名

京都市東部文化会館，京都市呉竹文化センター，京都市西文化会館ウエスティ，京都市北文化会館，京都市右京ふれあい文化会館（以下「文化会館」という。）における舞台管理運営業務

(2) 業務目的

文化会館における舞台管理運営業務について，劇場の施設機能を十分に発揮するとともに，水準の高い舞台芸術の提供や安全で安心な施設運営，効率的な管理運営と経費節減，来館者や利用者への質の高いサービスの提供を目指すため，文化会館における「舞台管理運営業務」について，公募型プロポーザル方式による募集を実施します。

(3) 業務内容

文化会館の業務内容については，概ね次のとおりであり，詳細については別に定める「京都市文化会館舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」に従い実施するものとします。

ア 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）との連絡調整に関すること。

イ 主催者，出演者との打合せに関すること。

ウ 舞台，照明，音響及び映像機器をはじめとする文化会館の諸設備の経常的な管理に関すること。

エ 自主事業，貸館事業の舞台管理業務等に関すること。

オ リハーサル，本番実施時における舞台管理に関すること。（舞台機構運転時の安全監視を含む）

カ 舞台，照明，音響及び映像機器等の基本的な運営操作に関すること。

キ 付属設備，備品等の設置と撤去・格納に関すること。

ク 舞台技術者の補充に関すること。

ケ 器具の補充に関すること。

コ 舞台運営に伴う当財団の職員との連絡調整に関すること。

サ 業務の実施に関する当財団への報告に関すること。

シ 前各号のほか文化会館の舞台管理運営に関すること。

(4) 資格要件

本契約の締結を行う事業者の参加資格は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。
- イ 京都市の指名競争入札有資格者名簿，又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であり，参加申請の日から契約締結の日までにおいて京都市により競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団，又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- エ 舞台管理運営業務を構成する「舞台」「照明」「音響」の操作・管理に関する豊富なノウハウを有し，かつ，当該業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材，事業資金等の経営基盤を有する法人格で，平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において，公立文化施設等に 2 年以上，舞台・照明・音響の業務を一括して，元請として履行した実績があり，文化会館の舞台管理運営業務を一括して受託できること。
- オ 本業務の実施にあたり，事業者が行う業務に起因する事故や施設・設備の損壊について，想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入していること。

(5) グループ応募の場合の条件

グループによる応募を行う場合は，次の項目に留意してください。

- ア 複数の法人がグループを構成して提案する場合は，代表となる法人を定めるとともに，グループを構成する法人は連帯して責任を負うこととして提案してください。
- イ 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ウ 単独に応募した法人は，グループで応募する場合の構成団体となる事はできません。また，代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は，原則として認めません。
- エ 代表団体及び全ての構成団体が「(4) 資格要件」を満たしていなければなりません。
- オ グループで応募する場合，業務提案書等の提出時に協定書等を提出してください。

(6) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額（委託費用の上限）

101,760,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 提示した金額を超過した場合は失格とします。

3 仕様書等

別紙、「京都市文化会館舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」を参照してください。

4 募集要項の公開

募集要項は、平成29年1月10日（火）午前10時から同年1月31日（火）午後4時までの間、当財団ホームページ及び文化会館ホームページに掲載しています。応募に必要な書類、提案募集説明会の申込書は財団及び文化会館のホームページからダウンロードできます。

財団ホームページアドレス：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都市東部文化会館：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/toubu/>

京都市呉竹文化センター：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/kuretake/>

京都市西文化会館ウエスティ：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/westy/>

京都市北文化会館：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/kita/>

京都市右京ふれあい文化会館：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/ukyo/>

5 提案募集説明会

次の日程で提案募集説明会を開催します。当日は募集要項等の資料は配布しません。

事前に財団及び文化会館のホームページから入手のうえ、持参してください。

（1）開催日時

平成29年1月18日（水）午前11時から

（2）開催場所

京都コンサートホール 会議室

（3）参加申込

参加希望者は、平成29年1月17日（火）午後5時（必着）までに、説明会参加申込書（様式1）をメール、又はFAXで提出してください。なお、参加人数は各団体等2名までとします。

6 質疑の受付及び回答

質疑がある場合は、質問票（様式2）に記入のうえ、提出してください。質問票の様式は当財団及び文化会館のホームページからダウンロードできます。

(1) 質問票提出期間

平成 29 年 1 月 19 日（木）から同年 1 月 23 日（月）までの期間で、最終日は午後 4 時まで受付

(2) 受付方法

質問票に記載のうえ、財団業務管理課までメール、又は FAX で送付してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、平成 29 年 1 月 27 日（金）に、質問提出事業者全てに対してメール、又は FAX で回答します。

7 業務提案書等

(1) 提出期間：平成 29 年 1 月 30 日（月）から同年 1 月 31 日（火）までの 2 日間で、午前 10 時から午後 4 時まで受付

(2) 提出方法：持参提出してください。郵送等は不可とします。

受付期間終了後は受け付けません。また、受付期間後の応募書類の変更及び追加は認めません。

提出部数：10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(3) 提出場所：京都コンサートホール 業務管理部 業務管理課

(4) 提出書類：提出する書類は、団体概要書、企画提案書、見積書及び添付書類の 4 種類とし、表紙に押印して提出してください。

内容は次のとおりです。

ア 団体概要書（様式 3）

(ア) 団体の名称、所在地

(イ) 設立目的

(ウ) 設立年月日

(エ) 沿革

(オ) 基本理念

(カ) 構成団体名簿（全て記入）

(キ) 役員名簿

(ク) 過去 3 年間の財務状況

(ケ) 過去 2 年間の事業実績

イ 企画提案書（様式 4）

企画提案書は、次の項目について作成し、提案項目の内容について各 A4 版 1 ページ程度にまとめてください。

(ア) 受託業務に対する基本的な考え方、提案のポイント（主要事項）、専門的な業

務に対する考え方

(イ) 業務の運営体制や責任体制

組織の体制や常駐者（予定者）の経歴，バックアップ体制

(ウ) 舞台業務における安全管理に対する考え方

(エ) 施設利用者への対応について

主催者・出演者，来場者への基本的な接客や舞台設備を使用する利用者への適切な対応

(オ) 従事者の確保についての考え方

(カ) 当財団職員とのコミュニケーションの具体的な考え方

(キ) 自主事業等に対する支援

(ク) 従事スタッフに対する教育・研修・専門訓練

(ケ) 機器故障等の際の応急措置や地震，火災などの緊急時における具体的な対応体制・対応方法（緊急連絡体制や対応方法等）

(コ) 受託業者の質的向上，経費節減に向けた具体的手法

(サ) その他独自の提案事項等

ウ 見積書及び見積内訳書（様式 5）

別紙，「京都市文化会館舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」等に基づき，見積書を作成してください。

見積金額は消費税を含まない金額を記載してください。また，見積内訳書も提出してください。

エ 添付書類（様式 6）

(ア) 団体の案内

(イ) 定款

(ウ) 京都市への業者登録状況（入札参加資格登録等の写）

8 業務提案書作成の留意点

- (1) 業務提案書は，本提案募集要項及び「京都市文化会館舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」に基づき作成してください。
- (2) 業務提案書の内容，考え方等については，業務受託者として決定された後，実際に業務を遂行するにあたって，その趣旨において一貫性を保つものとしてください。
- (3) 企画提案項目は，仕様書のみにとらわれず，必要と判断したことは積極的に提案してください。
- (4) 業務提案書についてはページを付し，冒頭に目次を設けてください。仕様書等は最低限の基準であり，提案者が独自に提案したい内容は，企画提案書の最後部に記載してください。

9 審査及び審査結果

(1) 審査委員会の設置

当財団内に、京都市文化会館舞台管理運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正に審査を行います。

(2) 1次審査

選定委員会は、提出書類、応募資格の該当について審査を行い、2次審査のヒアリングを行う事業者を選定します。

1次審査の選定の可否については、平成29年2月2日（木）にメール、又はFAXで通知します。

(3) 2次審査

1次審査を通過した提案者に対し、企画提案内容について、ヒアリングを行い審査します。

なお、2次審査により最も優れた提案者として最終候補者に決定した事業者と、契約金額等契約条件について協議のうえ、業務委託契約を締結します。

(4) 2次審査実施日時

平成29年2月10日（金）午後1時から午後5時までの間で、1事業者あたりプレゼンテーションの持ち時間を20分として実施します。

その後、質疑応答時間を約10分として実施します。

具体的な時間についてはメール、又はFAXにより連絡します。

(5) 内容

提案内容についてのプレゼンテーションですので、前項に規定する提出資料に記載されている内容と補足説明に限ります。当該提出資料に記載の全くない事項については対象としません。

(6) 当日の資料

補足資料以外の書面の利用及びパワーポイント等の使用は認めません。

10 選定結果の通知

(1) 選定結果通知日：平成29年2月中旬

(2) その他

ア 最終候補者に決定した参加事業者に特定通知書で通知します。

イ 最終候補者に選定されなかった参加事業者に非特定通知書にて通知します。

11 契約締結

- (1) 契約締結日：平成 29 年 3 月末（仮契約書）

※本契約時期については，協議のうえ決定します。

- (2) その他

選定委員会は，順位 1 位の最終候補者との協議が成立しなかった場合は，順位 2 位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

12 失格

次のいずれかに該当する場合は，審査の結果を問わず失格とします。

- (1) 提案書類に虚偽の記載がある場合
- (2) この要項に定められた条件に違反した場合
- (3) その他不正な行為を行った場合

13 応募に係る留意事項

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 業務提案書，その他提案者から提出された書類等は，原則として返却しません。
- (3) 提案に要する費用は，すべて提案者の負担とします。
- (4) 提案内容及び経費については，実施にあたって変更する場合があります。
- (5) 提案者は，本提案募集により知り得た内容について，何人にも漏らしてはなりません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権等，日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は，すべて参加者が負うものとします。
- (7) 提出書類は，文書の公開請求等があった場合，公開することがあります。

14 特記事項

- (1) 京都市文化会館における舞台管理運営委託業務の受託者と締結する契約は，平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。なお，本仕様書に記載した従事者数等に変更が生じた場合には，当財団及び受託者にて協議を行い，必要に応じて仕様の見直し並びに変更契約等を行うこととします。
- (2) 業務の全部，又は主要な部分を一括して再委託することは認めません。

15 提案募集のスケジュール

- (1) 募集開始

平成 29 年 1 月 10 日（火）

(2) 募集要項等配布期間

平成 29 年 1 月 10 日（火）から同年 1 月 31 日（火）までの期間で、午前 10 時から午後 4 時まで

(3) 提案募集説明会

平成 29 年 1 月 18 日（水）午前 11 時から

(4) 質問票提出期間

平成 29 年 1 月 19 日（木）から同年 1 月 23 日（月）までの期間で、最終日は午後 4 時まで受付 ※ メール、又は FAX にて受付

(5) 提案書受付期間

平成 29 年 1 月 30 日（月）から同年 1 月 31 日（火）までの 2 日間で、午前 10 時から午後 4 時まで受付

(6) 1 次審査

提出書類、応募資格の該当について審査します。

1 次審査の選定の可否は、平成 29 年 2 月 2 日（木）にメール、又は FAX で通知

(7) 2 次審査（ヒアリング）

平成 29 年 2 月 10 日（金）

※ 時間についてはメール、又は FAX で通知

※ (6) の提案書審査で合格した事業者のみ対象

(8) 審査結果通知

平成 29 年 2 月中旬

※ スケジュールは、応募状況等により一部変更することがあります。

16 問合せ先

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-26 京都コンサートホール内

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 業務管理部 業務管理課

電話：075-711-2980 FAX：075-711-2955

メールアドレス：kanri@kyotoconcerthall.org

財団ホームページアドレス：<http://www.kyoto-ongeibun.jp/>

17 その他

(1) 契約の相手方の決定の公表

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方となった者及びこの手続きに参加して、相手方にならなかった者に対して、速やかにその旨連絡します。この場合において、連絡の方法は、電話、FAX、又はメールのいずれかによるものとします。価格、提案の概要、その他の決定理由については、必要に応じて公表することがあります。

(2) 契約の不締結等

ア 参加辞退

書類の提出以後、契約の相手方を決定した旨の連絡を受けるまでの間において、参加を辞退しようとするときは、団体、又は法人の名称及び代表者を明記し書面により申し出るようにしてください（様式任意）。

なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。

イ 契約辞退

契約の相手方が決定した後、契約を締結するまでの間において、契約の締結を辞退しようとするときは、任意団体、又は法人の名称及び代表者名を明記した書面により申し出るようにしてください（様式任意）。

なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。

ウ 契約辞退の場合の保証金の納付

契約の相手方として決定した社が、前イに規定する契約辞退の申し出を行った場合、京都市の入札保証金の例により、当該参加者に対して保証金を請求します。

(3) 予算が減額された場合等の途中解約

平成 29 年 4 月以降の当財団予算額に大幅な減額、又は削除があった場合は、当契約を変更、又は解除することに関し、協議を求めることがあります。